

労務賃金改善等の推進に関するお願い

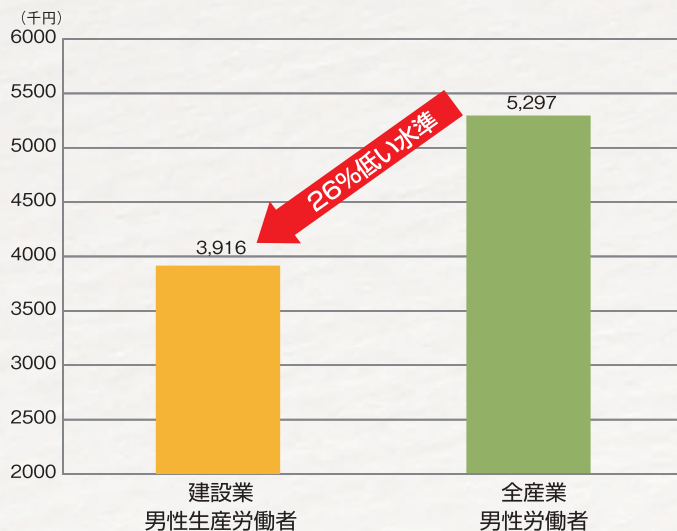


1 賃金(水準)

年間賃金総支給額(男性)

建設業は、全産業と比べて、
26%も低い水準

●年間賃金総支給額 産業別水準(平成24年)



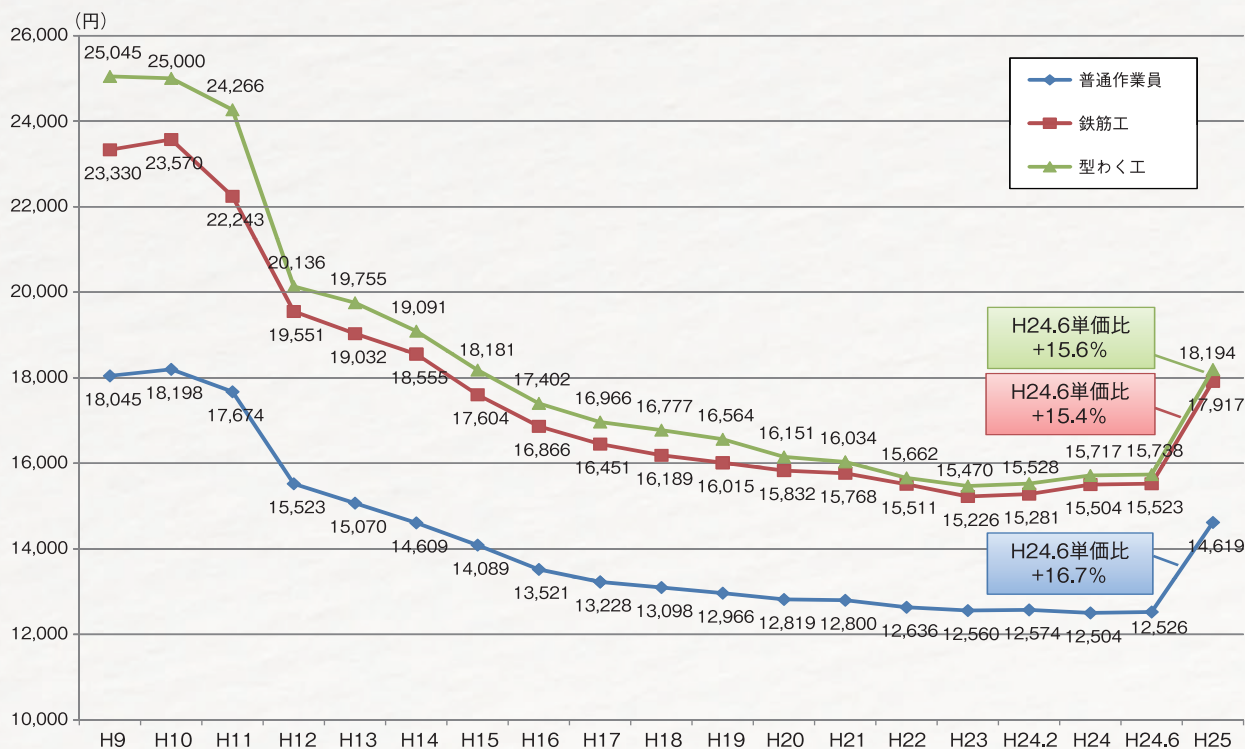
出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに国土交通省作成

2 公共工事設計労務単価の推移

公共工事の積算に用いる市場単価

震災復興等を契機に、一部で労務費が急上昇
国土交通省では平成25年度の設計労務単価を平均15.1%引き上げ
(おおよそ10年前の水準に引き上げ)

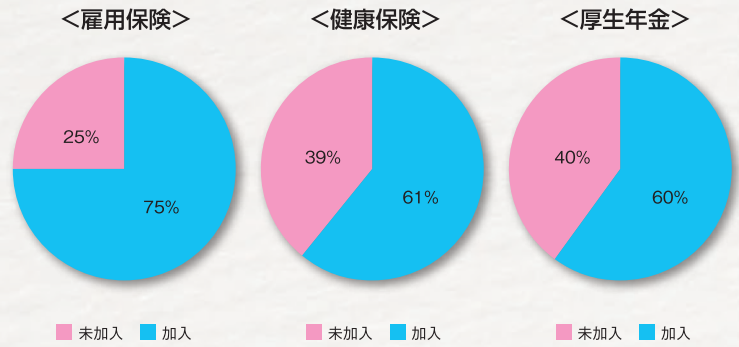
●公共工事設計労務単価の推移



出所：国土交通省「公共工事設計労務単価」 ※数字は全国各都道府県の単純平均値

3 社会保険の加入状況

建設業は、法令上の義務である社会保険に未加入の労働者が多数

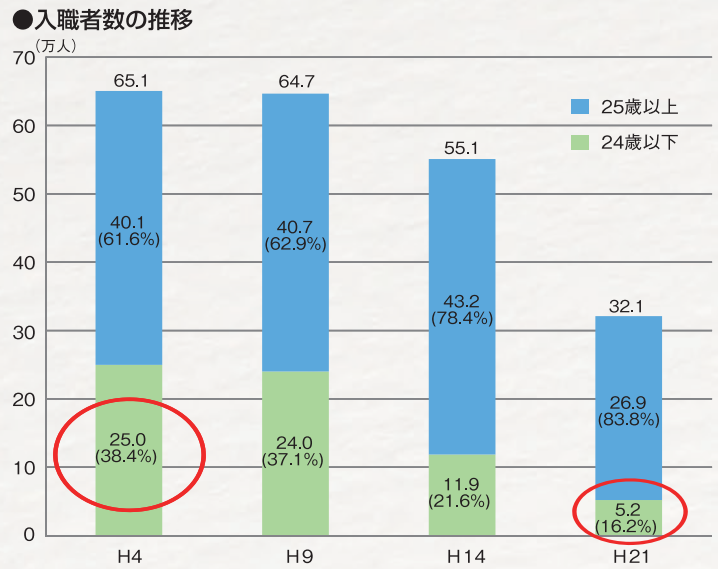


出所：国土交通省「平成24年10月公共工事業労務費調査結果」

4 若年入職者の減少

年齢構成別の入職者数の推移

建設業への若年入職者(24歳以下)は平成4年の1/5

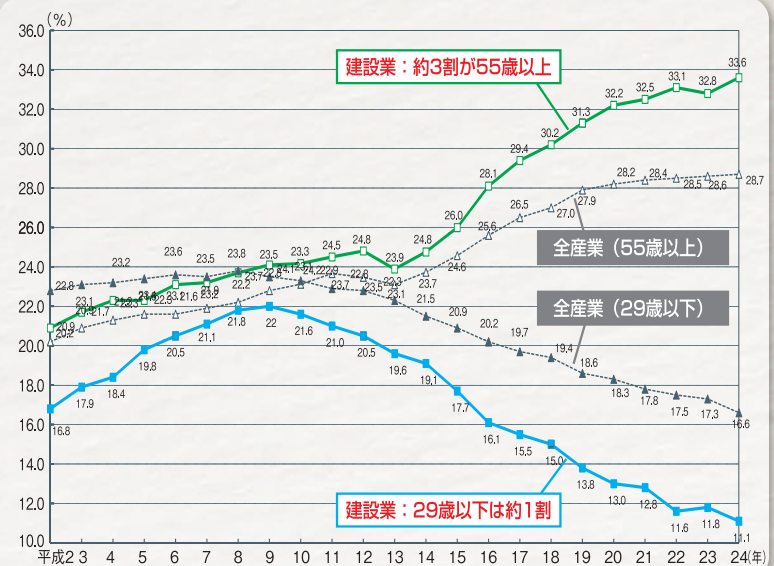


出所：厚生労働省「雇用動向調査」をもとに国土交通省作成

5 高齢化と担い手不足

年齢構成別の就業者数の推移

建設業は、55歳以上の高齢者の増加、29歳以下の若年者の減少により、高齢化が著しく進行(次世代への技能継承が大きな課題)



出所：総務省「労働力調査」をもとに国土交通省作成

国土交通省の取り組み

○平成 25 年度公共工事設計労務単価の引上げ

(全国平均 15.1%・被災三県 21.0%の引上げ)

○関係先への要請

- 建設業界 ⇨ **技能労働者の処遇改善**
(太田国土交通大臣より日建連他関係団体の長に対する要請)
- 公共工事発注機関 ⇨ **公共工事設計労務単価の早期適用**
- 主な民間発注者団体 ⇨ **適正な価格による工事発注**

○相談ダイヤルの開設 (適正な契約による賃金水準の確保)

日建連の取り組み

—総合的な取組みの推進—

決 議 • 民間工事における適正な受注活動の徹底

下請企業への要請 • 適正な労務賃金の支払い
• 社会保険加入の徹底

建設業の構造的問題への対応 • 重層下請構造の改善 (5年後に原則二次まで)

主要民間発注者団体への要請 • 必要経費を適切に見込んだ適正価格
• 適正な工期
• 適正な契約条件

本提言の見直しを検討中

平成21年5月「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」

- 賃金の改善 ⇨ 優良技能者の標準目標年収600万円以上
- 建設業退職金共済制度 ⇨ 民間発注者の理解を得て、制度の完全実施
- 重層化 ⇨ 原則三次以内、5年後二次以内
- 作業所労働時間・労働環境 ⇨ 作業所日曜全閉所・土曜50%閉所 等



確かなものを 地球と未来に

一般社団法人 **日本建設業連合会**
JFCC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

平成 25 年 7 月 18 日決定



基本的な認識

- 技能労働者の著しく低い賃金（全産業平均より 26% も低い水準）
- 新規入職者の減少と高齢化により技能労働者が枯渇
- 被災地などでの技能労働者不足 ⇒ 公共工事設計労務単価の大幅引上げ
- この機会に技能労働者の賃金をはじめ処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す

総合的な取組みの推進

第 1 適切な労務賃金支払いの要請

- ・ 元請は、一次下請に対し、設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請。
- ・ 一次下請以下は、それぞれの再下請に対し同様の要請。

第 2 労務賃金の状況調査の実施

第 3 社会保険等加入促進

- ・ 元請は、下請の法定福利費の全額を一次下請に支払う。
- ・ 一次下請は、社会保険に加入し、一次下請以下は、それぞれの再下請に対し社会保険への加入を要請。

第 4 適正な受注活動の徹底

第 5 民間工事における取組み

- ・ 民間工事の発注者に対して適切な理解と協力を要請。

第 6 重層下請構造の改善

- ・ 5年後を目途に可能な分野で原則二次（設備工事は三次）までの実現を目指す。

第 7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

- ・ 優良職長手当制度の導入促進、土曜閉所 50%、作業所の職場環境改善、技能労働者の育成支援などの総合的な取組みを推進。

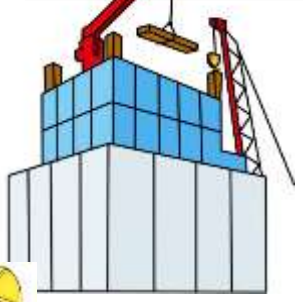
第 8 関係方面への要請

- ・（元請企業）これらの総合的な取組みを推進。技能労働者の処遇改善に真摯に取り組む下請企業への配慮。
- ・（下請企業）技能労働者の雇用形態の改善。
- ・（官民の建設工事発注者）適正な発注金額、適正な工期の設定、適正な契約条件。
- ・（公共工事発注者）低価格受注防止に資する入札契約システム整備、公共事業の平準化。
- ・（建設業所管行政庁）全ての建設業者に対する積極的な指導。

建設業における重層下請構造のイメージ

資料 4 - 3

発注者



元請



一次下請



二次下請



三次下請



四次下請以降

